



目次

告 示	ページ
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託 (人 権 課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	2
○土地改良区の役員の退任 (2件) (")	3
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) (")	3
○土地改良区事業の計画変更の適否決定 (窪川土地改良区) (")	3
○土地改良区の清算人の退職 (2件) (")	3
○高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画 (第4次) の策定 (森づくり推進課)	3
○都市計画公聴会の開催 (都市計画課)	3
落札公告	
○落札者等の公告 (税 務 課)	4

告 示

高知県告示第220号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	財団法人高知県人権啓発センター	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

高知県告示第221号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート神田店

高知市神田804

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後9時50分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時00分から午後9時00分まで

(変更後) 午前8時45分から午後10時00分まで

(5) 変更年月日

平成23年4月1日

(6) 変更理由

来客の利便性向上のため

2 届出年月日

平成23年3月31日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第222号

安芸市津久茂町の一部地区及び港町一丁目地区、須崎市押岡の一部地区、香南市吉川町古川の一部地区、香美市物部町山崎の一部地区、安芸郡奈半利町ナカフ谷地区、安芸郡安田町小川の一部地区、吾川郡仁淀川町用居の一部地区並びに高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- 安芸市
- 須崎市
- 香南市
- 香美市
- 奈半利町
- 安田町
- 仁淀川町
- 四万十町

2 調査を行った地域及び時期

- 安芸市津久茂町の一部及び港町一丁目地区
平成20年度及び平成21年度
- 須崎市押岡の一部
平成20年度及び平成21年度
- 香南市吉川町古川の一部
平成19年度及び平成20年度
- 香美市物部町山崎の一部
平成20年度及び平成21年度
- 安芸郡奈半利町ナカフ谷地区
平成20年度及び平成21年度
- 安芸郡安田町小川の一部
平成18年度及び平成19年度
- 吾川郡仁淀川町用居の一部
平成20年度及び平成21年度
- 高岡郡四万十町若井川及び高野の各一部
平成20年度及び平成21年度

3 成果の名称

- (1) 安芸市地籍図及び地籍簿
- (2) 須崎市地籍図及び地籍簿
- (3) 香南市地籍図及び地籍簿
- (4) 香美市地籍図及び地籍簿
- (5) 奈半利町地籍図及び地籍簿
- (6) 安田町地籍図及び地籍簿
- (7) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
- (8) 四万十町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
平成23年4月12日

高知県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野 字段七丙4295番から 高岡郡津野町芳生野 字小屋ノ谷丙2590番 まで	前	4.7 } 13.8	252
	後	17.6 } 129.2	222

高知県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

四万十市横瀬字コノ 山2805番15から 四万十市横瀬字コノ 山2778番40まで	前	7.3 } 39.1	357
	後	A	7.3 } 39.1
B		19.1 } 146.7	285

高知県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村沖名字 戸梶2160番1	前	3.8 } 5.8	26
	後	6.4 } 10.1	26

高知県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町北川字枝折本 3816番2から 高岡郡津野町北川字番上 3829番2まで	382	平成23年4月12日
高岡郡津野町芳生野字段七 丙4295番から 高岡郡津野町芳生野字小屋 ノ谷丙2590番まで	222	平成23年4月12日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久枝土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所
(退任)

理事	中村 雄輔	南国市久枝	51-1
〃	岡田 正憲	〃 〃	82
〃	岡本 明夫	〃 〃	74
〃	常德 一郎	〃 下島丙101-7	
〃	北村 光明	〃 前浜	84-1
〃	徳久 清夫	〃 下島乙275	
〃	松下 惇二	〃 久枝	474
〃	澤田 幸子	〃 〃	164
〃	徳久 一幸	〃 〃	38
監事	山北 泰司	〃 〃	201-2
〃	池本 司	〃 〃	89

(就任)

理事	下司 雅英	南国市久枝	54
〃	浜田 正博	〃 〃	112
〃	本吉 茂	〃 〃	386-1
〃	中村 邦教	〃 〃	45
〃	松下 広志	〃 〃	474
〃	常德 一義	〃 下島丙101-7	
〃	吉井 正雄	〃 下島	796
〃	北村 光明	〃 前浜	84-1
〃	山本 洋人	〃 久枝	144

監事 山北 泰司 〃 〃 201-2
 〃 池本 司 〃 〃 89

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新改中部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住	所
(退任)			
理事	戸田 秀雄	香美市土佐山田町入野	164
(就任)			
理事	幾井 和雄	〃 〃	大法寺471-5

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐市岩戸出間土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住	所
(退任)			
監事	宮本 秀連	土佐市岩戸1035	
〃	松本 耕輔	〃 出間1921	
〃	楠瀬 守福	〃 本村1094	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市角谷土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住	所
(退任)			
監事	下元 幸雄	須崎市下分乙	968
〃	森 隆一	〃 西町二丁目	9-37

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新改中部土地改良区の定款の変更を平成23年3月22日に認可した。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐山田町明治土地改良区の定款の変更を平成23年3月28日に認可した。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、窪川土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 変更後の土地改良事業計画書の写し
 - (2) 変更後の定款の写し
- 2 縦覧期間
平成23年4月12日から同年5月16日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐市岩戸出間土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住	所
岡崎 正憲	土佐市出間1265	
岡本 計生	〃 岩戸1139	
塩見 健	〃 浅井1416	
松本 高明	〃 出間1855	
明神 量弘	〃 〃 2027	
岡崎 誠	〃 〃 2124	
宮本 覺	〃 岩戸1168	
廣瀬 容正	〃 浅井 224	
横飛 信夫	〃 北地 926	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市角谷土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住	所
岡 慶二郎	須崎市下分乙	693
坂本 貢	〃 〃	乙1006-1
下元 博	〃 〃	乙 697
新開 昇	〃 〃	乙 964
竹崎 正平	〃 〃	乙 765
竹崎 憲彰	〃 〃	乙 759
谷口 孝俊	〃 池ノ内	565
谷脇 義秀	〃 〃	314
田部 隆史	〃 下分乙	757
田部 義男	〃 〃	乙1128
津野 光代	〃 〃	乙 333
三本 勢雄	〃 〃	乙 689
山崎 長治	〃 池ノ内	343

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第1項の規定に基づき高知県における林業労働力の確保の促進に関する基本計画（第4次）を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県林業振興・環境部森づくり推進課並びに県内の市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に係る者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（3・3・11南国駅前線及び3・4・6高知南国線）

- 2 縦覧図書
高知広域都市計画道路の変更（素案）概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所都市整備課
- 4 縦覧期間
平成23年4月14日（木）から同月28日（木）まで
- 5 公聴会の日時
平成23年5月13日（金）午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の場所
南国市大塚甲2301番地
南国市役所4階大会議室
- 7 公述申出書提出期限
平成23年5月2日（月）

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
自動車税オンライン事務委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部税務課 高知市丸ノ内一丁目2-20
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
32,025,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第2号に該当するため